

伊豆市ひなた公園条例をここに公布する。

令和7年7月4日

伊豆市長

菊地 豊

伊豆市条例第21号

伊豆市ひなた公園条例

(目的及び設置等)

第1条 市民の防災に対する意識の普及や啓発のための訓練や災害用資機材の備蓄を図るほか、災害時の避難場所や防災拠点とするとともに、平常時の市民の憩いの場として市民の交流の促進及び健康の増進を図るため、ひなた公園（以下「公園」という。）を設置する。

2 公園の設置及び管理については、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 ひなた公園

(2) 位置 伊豆市日向413番地の1

(公園施設の設置)

第3条 公園に次の公園施設（以下「主な公園施設」という。）を設ける。

(1) 多目的芝生広場

(2) 管理棟

(3) 危機管理センター

(公園施設の供用日等)

第4条 前条に定める主な公園施設の供用日及び供用時間は、規則で定める。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

(6) ごみその他の廃棄物を捨てること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

(9) 前各号のほか公園の管理に著しく支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(4) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

(5) 業として写真等を撮影すること。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が公園の管理上支障があると認める行為をすること。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の管理のため必要があると認めたときは、公園等の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第8条 法第2条の3の規定により公園を管理する者以外の者は、公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、第10条で定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定による公園施設の管理期間は、10年を超えない範囲内の期間とする。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(公園の占用の許可)

第9条 公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、次条で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が第11条に定める軽易なものであるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定による公園の占用期間は、10年を超えない範囲内とし、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第14条の規定を準用する。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用許可の申請書の記載事項)

第10条 第8条第1項及び前条第1項に定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 設置の目的
- ウ 設置の期間
- エ 設置の場所
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 公園の復旧方法
- コ その他市長が必要と認める事項

- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 管理の目的
- ウ 管理の期間
- エ 公園施設の名称及び場所
- オ 管理方法
- カ その他市長が必要と認める事項

(3) 占用許可を受けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 占用物件の種類
- ウ 占用の場所及び面積
- エ 占用の期間
- オ 占用物件の管理の方法
- カ 工事の実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他市長が必要と認める事項

(4) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の名称及び場所
- ウ 変更事項
- エ 変更理由
- オ その他市長が必要と認める事項

(占用許可事項の軽易な変更)

第11条 占用許可事項の軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部又は外部の色彩を変えない塗装
 - (2) 占用物件の構造を変えない修繕
 - (3) 占用物件の内部における軽易な改装
 - (4) その他前3号に類する軽易なもので市長が認めた事項
- (許可条件)

第12条 市長は、第8条第1項又は第9条第1項の許可（以下「施設設置等の許可」という。）に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料の納付)

第13条 施設設置等の許可を受けた者は、伊豆市道路占用料等徴収条例（平成16年伊豆市条例第163号。以下「占用料条例」という。）第2条に規定する占用料に相当する額の使用料を前納しなければならない。

- 2 施設設置等の許可の期間が長期に渡る場合には、市長は、年額又は月額をもって使用料の額を定め、納期を指定してこれを徴収することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、占用料条例別表により難しいものの使用料については、その都度同表に準じて市長が定める。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公園の維持管理のため、市長が施設設置等の許可を取り消したとき。
- (2) 施設設置等の許可を受けた者の責めに帰さない理由により当該許可に係る占用をすることができなくなったとき。
- (3) 施設設置等の許可に係る占用に関する工事に着手する前日までに当該許可の取消しを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 この条例の規定による許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

(許可の失効)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可はその効力を失う。

- (1) 死亡した場合においてその相続人がないとき。
- (2) 法人である場合においてその法人が解散したとき。
- (3) 破産したとき。

(原状回復)

第18条 施設設置等の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占有を廃止したときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、公園からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由又は公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出義務)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 施設設置等の許可を受けた者が、公園の占有に関する工事に着手し、及び完了したとき。
- (2) 施設設置等の許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 施設設置等の許可を受けた者が、第18条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 前条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 施設設置等の許可を受けた者が、その住所又は氏名（法人にあっては、その名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の住所若しくは氏名）を変更したとき。
- (6) 施設設置等の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人がその権利を承継したとき。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公園（危機管理センターを除く。

以下同じ。)の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の公園の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条第1項又は第3項の規定による許可及び同条第5項の規定による条件の付与
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理に関して市長が必要と認める業務
(利用料金の納付)

第22条 第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更する場合も、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、市長が定める基準に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第24条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が定める基準に該当すると認めるとき。

(指定管理者の事業報告)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後に、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第6条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第19条第1項又は第2項の規定による市長の命令に違反した者

(利用料金の徴収を免れた者に対する過料)

第28条 詐欺その他不正の行為により利用料金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額（その金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第22条関係）

第6条第1項各号に掲げる行為の許可による利用料金

- (1) 多目的芝生広場等を利用する場合

行為の種類	単位	期間	利用料金
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日につき	200円

興行、業としての撮影等	1平方メートル	1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他 これらに類する催し	1平方メートル	1日につき	5円

備考

- 1 電源及び水道を使用する場合は、上記の利用料金の他、1日の使用につき500円を加算するものとする。
- 2 利用料金は、この表により算定した額と備考1の額を合算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。
- 4 キッチンカー等による販売は、1台当たりの面積を6平方メートルとして算定する。

(2) 管理棟フロア（室内）を利用する場合

利用の区分	単位	利用料金
1階フロア	1時間につき	430円
2階フロア	1時間につき	430円

備考

- 1 利用料金は、この表により算定した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。